

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 26 年 2 月 28 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート湖北店 長浜市湖北町八日市 1011 番地
- 2 意見の概要
  - (1) 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項に基づく届出に対する長浜市からの意見  
許可を受けた屋外広告物に変更がある場合は、長浜市屋外広告物条例に基づき、変更許可申請をすること。
  - (2) 大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項に基づく届出に対する長浜市からの意見
    - (ア) 騒音・振動・悪臭等の公害の発生防止に努めること。
    - (イ) 周辺住民等からの苦情が発生した場合は真摯に対応し、改善を行うこと。
    - (ウ) 許可を受けた屋外広告物に変更がある場合は、長浜市屋外広告物条例に基づき、変更許可申請をすること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 - 1  
長浜市産業経済部商工振興課 長浜市高田町 12 番 34 号
  - (2) 縦覧期間 平成 26 年 2 月 28 日から平成 26 年 3 月 28 日まで